

総務委員会会議録

令和3年5月21日（金）
（開 会） 10：00
（閉 会） 10：47

【 案 件 】

1. 議案第54号 専決処分の承認（令和3年度 飯塚市一般会計補正予算（第1号））
2. 議案第55号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）
3. 議案第56号 専決処分の承認（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組規約の変更）

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「議案第54号 専決処分の承認（令和3年度飯塚市一般会計補正予算（第1号））」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第54号 専決処分の承認について」ご説明させていただきます。「専決第8号 令和3年度飯塚市一般会計補正予算（第1号）」につきましては、令和3年4月8日専決と記載しております令和3年度補正予算資料をお願いいたします。

3ページをお願いいたします。表の下に記載しておりますとおり、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の補正予算でございまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年4月8日に専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるところでございます。一般会計で、4億2008万9千円を追加いたしまして、補正後の予算総額を760億4708万9千円にするものでございます。

4ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、国庫支出金につきましては、歳出予算に計上しております対象事業に係る財源を補正いたしております。今回の補正予算につきましては、国の負担が10分の10の事業のみでございますので、財政調整基金繰入金の補正はございません。

次に、歳出でございますが、民生費、児童福祉総務費、新型コロナウイルス感染症対策事業費の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業費では、ひとり親世帯で支給対象者の項目に記載いたしております児童に対し、1人当たり5万円を支給するため、1億6024万7千円を計上いたしております。

衛生費、予防費、新型コロナウイルス感染症対策事業費のワクチン接種事業費では、希望者に対するワクチン接種を早急かつ円滑に進捗させるため、国のワクチン接種情報の一括管理に必要なワクチン接種記録システム入力手数料、多言語での問合せ等に対応する経費、集団接種会場への移動支援委託料、集団接種会場の室温調整のための空調機設置管理委託料、ワクチンの保管・配送に係るワクチン配送委託料、かかりつけの医療機関等でのワクチン接種増加に対応する予防接種委託料など2億5640万5千円を補正いたしております。

5ページ以降に、今回の補正に係る歳入歳出予算額の推移表を添付いたしております。内容の説明につきましては省略させていただきます。以上で補足説明を終わります。

○健幸保健課長

昨日の議案質疑におきまして、いろいろと説明等が行き届かなかったところ等がございましたので、本日、総務委員会においてホームページを中心にとなりますが、今現在私どものほうが市民の皆様周知している内容について補足の説明をさせていただきたいと思っております。

資料のほうホームページのほうからお願いをいたします。まず、5月集団接種受付の終了し

ていることにつきましてご説明をさせていただいております。そのあと、6月分の集団接種の予約受け付け、こちらにつきまして5月24日、来週の月曜日ですが、そちらでまた開始させていただくということで記載をさせていただいております。ここで集団接種だけでなく、個別接種も同じく24日からの受け付けになりますので、個別接種につきましての周知のほうもあわせて一番上のところでさせていただいているところがございます。

その下になりますが、集団接種の予約方法の変更についての周知をさせていただいております。まず、5月6日の申し込みの際にコールセンターに電話がつながりにくい状況等が生じたので、これにつきまして皆様にご迷惑をおかけしたこと、こちらについて記載をさせていただきまして、その下に年齢区分に応じて開始日を変更させていただくようにさせていただいております。こちらにつきましては、5月6日いろいろとお電話等での提案であったり、いろいろなご意見をいただきました。その中で多かったご意見として、年齢で区分するなど、そういった必要な措置をやっていかないと、同じことになるのではないかというご意見が多かったので今回こういう対応をさせていただいております。

さらに下のほうに行ってくださいまして、5月17日以降に75歳以上の方に改めてこの集団接種の予約方法の変更について周知の文書を送らせていただいております。その中にあわせて、個別接種で接種をしていただきます医療機関、こちらの一覧を一緒に同封させてお送りさせていただいているところがございます。その下の年齢区分に応じての予約の受け付けにつきましてですが、まず、24日から85歳以上の方を対象に個別接種をお願いしますと、その下、65歳以上の方にしてありますがちょっと補足をもう一つ入れさせていただきます。まず、75歳以上の方には当然今お送りしている文書がございます、65歳以上の方につきましては、今月末に発送予定でございます。したがってまして発送をした後、御手元に届いたときから、予約の受け付けを順次、医療機関のほうでお願いしますというご案内でしたが、こちらについてはもう少し丁寧な説明に変更する予定にしております。

次に、その下になりますが、まずどれぐらいワクチンが届くのかというところがやはり皆さんは、やはり御存じない情報として、私たちが提供していなかったということもありましたので、国のほうが6月末までに、65歳以上の方全員、希望される方全員が接種をできるということで、ワクチンを送るということをきちんと伝えてきておりますので、その分で確定しているものと、予定ということですが今後のワクチンが来ることを、こちらのほうでお知らせをさせていただいております。

続きましてもう少し下になりますが、75歳以上の方に現在接種券を郵送していますというところの下で、改めて集団接種の会場、それから個別接種、こちらのほうについての周知をさせていただいているところがございます。

その下、こちらは5月分から変更しているところが、今回に関しましては、まず90歳以上の方が対象でございましたので、ウェブの予約ではなく電話でいろいろなことをお聞きしながら対応できればと思ひまして、電話のみの予約で今回はさせていただく予定にしております。また65歳以上の方を対象にした、その次の月以降につきましては、恐らくウェブでの予約に対してのご要望がまた多くなると思ひますので、検討してどうするかを決めて、またご報告させていただきたいと思っております。

それから下になりますが、集団接種における接種日というところになります。申し訳ありません。横になります。こちらにつきまして、6月の集団接種における各会場での予約受付人数を今回は記載をさせていただいております。5月6日と言われた中に何人受けられるのかということが全くわからないというようなご意見もございましたので、各会場での接種できる人数、こちらに関しましては2回目の接種の方を除いた、改めて予約を受け付けることができる1回目の予約を受け付ける人数として、今回各会場を合計しまして、1440人と記載をさせていただいております。

その下になります。各集団接種会場への移送支援といたしまして飯塚地区におきましてはシャトルバスの運行、公共交通機関がちょっと不足している地域につきましては、貸し切りタクシー、こちらのほうでの移送支援を行っていくということを記載させていただいております。

続きまして、今後の予定としまして、土曜日、日曜日の集団接種をやっていくということに記載をさせていただいております。7月の接種の予約開始日、8月の集団接種の予約開始日等をお知らせさせていただいております。また、こちらにも近づいてきましたら予約枠、こちらの分についても表記をさせていただくようにしております。

それから以降の分につきましては、ちょっと情報というような形で広くワクチンのこととか、そういったところに記載をさせていただいておりますが、5月6日以降に変更した主な点としては以上になります。こちらのほう補足説明とさせていただきます。以上で説明を終わります。

続きまして、昨日の本会議議案質疑におきまして、川上議員より7月末までに集団接種で何人接種する予定かという質疑に対しまして、接種が終了する人数を6840人と答弁をしておりましたが、この数字は接種回数で、正しくは人数、2回目接種が終わった方の人数としては3060人でございます。訂正しておわびをいたします。申し訳ございませんでした。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○田中武委員

今のちょっと訂正についての説明について何点かご質問させていただきたいと思います。昨日の本会議での議案に対する答弁では、先ほど言いましたように7月末までの集団接種予防については6840人ということで、回答したけれども、正しくはその半分で3060人ということで、間違いはないということで、再度確認をしたいと思っておりますけれどもよろしいでしょうか。

○健幸保健課長

改めて私どものほうでも計算をいたしまして、2回目が終わるという前提になります。3060人で間違いございません。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:12

再 開 10:13

委員会を再開いたします。

○健幸保健課長

集団接種での2回目の接種が7月末までに終わる人数は3060人でございます。申し訳ございません。

○田中武委員

集団接種ですよ。それで65歳以上の対象者が4万2千人、今いるわけですけれども、7月末で2回の接種を終わる方が集団で3060人ということで、答弁ですけれども、本当にこのワクチンが、接種希望者に行き届くんでしょうか、ご答弁をよろしくお願いします。

○健幸保健課長

先ほど補足の説明の中でも答弁させていただきましたが、6月末までには希望される方も含めまして、4万2千人が打てる数のワクチンが来る予定になっておりますので、間違いなく接種をできる状況でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

補正予算概要書の中の歳出、民生費でちょっとお尋ねします。この中で児童福祉総務費があるでしょう。この児童福祉総務費は、国から1億6千万円来るので、その中で、本市からの実

質上の歳出はないのでしょうかけれども、支給する児童1人当たりに5万円支給するんでしょう。その5万円を支給する対象者はということで、①に扶養手当を受給している対象者数というのが、2828人の見込みになっていきますよね。約2800人ぐらいの子どもさんがおられるので、そこに5万円支給しようということでしょう。この数字の根拠をどこから引っ張ってきて、4月分になっていきますけれども、これを把握した根拠と、できましたら世帯数は幾つになっているのかわかりますでしょうか。

○子育て支援課長

まず、見込みの出し方なんですけれども、対象者は、令和3年4月分の児童扶養手当受給者が対象となっております。世帯数は、1756世帯です。令和3年4月分の児童扶養手当の受給者が、今回の、まず最初の対象になっているのですけれども、こちらのほうの世帯が先ほど言った1756世帯で、子どもさんの人数に対して、2828名という見込みになっております。これが今回、低所得のひとり親世帯に直近の児童扶養手当受給者情報を活用するために、4月分の手当受給者を対象としたところでございます。

○小幡委員

確認ですけど世帯に直せば1756世帯で、人数に直せば、2828名というのは、実績数ということね。もう支給を現にやっている数字ですよということですね。基本的にあんまり増減はないということですね。増減がないというベースにおいて、定義なんだけど、今本市において5万円を支給する低所得者の家庭でしょう。この低所得者は、幾らまでの範囲を低所得者と定めておられるのですか。

○子育て支援課長

今回の特別給付金については、児童扶養手当を受けておられるひとり親の世帯、あと今現在、申請を受け付けておりますけれども、公的年金等を受給していることによって、児童扶養手当の支給を受けていないひとり親、また、コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がったひとり親世帯、こちらの2つについては申請していただいて支給ということになります。今現在、申請を受け付けている状態でございます。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10:20

再 開 10:22

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

申し訳ありません。児童扶養手当は、子どもさんを父親1人、母親1人で扶養してあるご家庭に支給される手当でございます。収入の目安としては扶養親族、例えば扶養の親族の数によって収入が当然変わってくるんですけれども、扶養親族がお1人の場合の収入の限度額が160万円以下の方については、全額支給。扶養手当がもらえるという。あとは、収入によって、手当の金額が変わるような形にはなっております。

○小幡委員

今、質問しました低所得者世帯の所得は、お子さんが1人の場合は160万円以下ということですね、ベースが。なおかつ今回の5万円は、ひとり親だから、お父さんか、お母さんが1人で育てている世帯ね。あと子どもの数によって、ちょっと金額は変動すると。私が何でそれ聞いたかというたら、低所得者の基準を一般市民の方が知らないんですよ。だから、自分のところが低所得、金持ちとはもちろん思っていないでしょう。でも低所得者として申請できる額が正確にホームページでも、いろんなところから情報がないので、申請漏れの方がおられると思います。今回、それをどのように周知して、私も入るんだという方が、もしふえられた場

合、世帯数と人数をお示しになられましたけれども、そこら辺の柔軟な対応ができる体制がとれているのか、もしくは周知方法をどのように、この予算が通った後に、どのように周知していくのかを、考えてあるのかを教えてください。

○子育て支援課長

申し訳ありません。児童扶養手当をもらっている4月分、先ほど申し上げました4月分の受給者については、既に5月の手当受給日、5月11日に既に支給を終えております。それは申請なしで、もう受給者ということが条件でありますので、そちらの方については、もう既に受給済みでございます。それ以外の方については、今現在、ホームページ等で説明は載せておりますけど、ひとり親の方で、こういった方とはというような形で載せております。また今後、低所得者については、ひとり親だけではなくて、その他世帯という住民税均等割非課税という条件になりますけれども、そういった方々も対象に今後、支給される予定ですので、それについてもホームページ等でお知らせをしていく予定でございます。

○小幡委員

専決ですから、もう支給済みと。申請は、何もしなくても、もう支給できるということですよ。その方々は支給されましたと。今、言ったのをホームページだけだと、そのホームページを必ず見るとは限らないんでね。市報なり何か。私が聞きたいのは、後で気づいた方が申請する、いつまでに申請しなきゃ駄目よというのはよくあるので。極端な話、6月になって気づいちゃったと、私160万円ももらっていないわと。新たにその方はもちろん連絡してきますよね。そのときの対応と、もう要は期限切れですよ、締切りですよとなるのか、柔軟に受け付けるのかをお尋ねしたいんですけれども。

○子育て支援課長

先ほどもう既に支給済みの児童扶養手当受給者ではない方のひとり親の申請については、令和4年2月28日までが申請受け付けとなっておりますので、今後、周知をしていきたいと思っておりますけれども、またホームページ等でお知らせはしていますけれども、そのほか関係各課等で相談とかがこられた場合には、そちらでも紹介というか、申請についてのお話をするような形で積極的に周知していきたいと考えております。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10：28

再 開 10：32

委員会を再開いたします。

○福祉部次長

申し訳ございません。今回の低所得子育て世帯の給付金につきましては、こちらのほうに書いております①番のところの部分につきましては、児童扶養手当受給者ということになっております。ただ、資格を持っていらっしゃるんですけども、現況届が出ていないだとか、あとは不備があるとかいう方、停止している場合がございます。その方に対しましては、今から手続きが整い次第、追加の交付という形になります。あと、こちら去年まではひとり親という名前でしてございましたけれども、今回から低所得の子育て世帯ということになっております。これは、現在はひとり親、この専決分についてはひとり親世帯になりますけれども、もう一つ、低所得ということで、住民税の均等割非課税の方の世帯につきましては、今から先、6月以降になりますけれども、新たな支給を予定になっております。そのことについては、県のほうからちょっと通知がまだ参っておりませんので、具体的なことは、今日はお話しすることはできません。

○小幡委員

はい、わかりました。そういった漏れた方のフォローをよろしく願いますと、もう一つは、周知をしっかりと市民に伝えてください。

次に、衛生費の中の予防費、新型コロナウイルス感染対策等の事業費が計上されていますけれども、このワクチン接種事業の所管はどこになりますか。

○健幸保健課長

はい、健幸保健課でございます。

○小幡委員

健幸保健課が所管ということで、このワクチン接種事業の中に今からワクチン接種して行くんですけども、集団接種の会場の空調機器設置の管理委託費とか、ワクチンの配送委託料とか、掛かりますよね。これを予算計上されていますけど、委託費は今回どのように発注、もしくは業者さんの選考といいますか、がなされるんですか。

○健幸保健課長

空調設備、配送委託ともに契約の仕方としては随意契約で結ばせていただく予定です。

○小幡委員

答えは分かるんですけど、今補正予算額がそれぞれ挙がっていますよね。先ほどの児童福祉総務費についても、今回の予防費についても、額が補正ですけど、それぞれ、おのおの1億6千万円台、2億5千万円台と組んでありますけれども、先ほど言ったように、足りない場合、もしくは余った場合。足りない場合は、どこの財源で補填するのか、余った場合はそのお金はどこに行くのか教えていただけますか。

○健幸保健課長

現在の補助の部分につきましては、一応9月までということで今出されているものでございますが、当然ながら不足するようでありましたら、そのあとも接種事業が続くと思いますので、また新たな補助が出てくるであろうとは考えております。また、もし余ったということになった場合は、また補正予算等で削るような形で、国のほうに返還する形になると認識しております。

○小幡委員

新しい国からの補助が決まるだろうでしょう。余ったら返還するわけね。市には入ってこないね、極端な話ね。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○上野委員

ワクチン接種に関してです。市内の希望される高齢者の2回の接種が完全に終わるのは大体いつごろでしょうか。

○健幸保健課長

今、質問された部分は希望される方ということで、昨日も議案質疑で答弁させていただきましたが、80%ほどの方が希望されるんじゃないかという計画のもとで、7月末に接種が完了するように今、準備を進めているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第54号 専決処分の承認（飯塚市一般会計補正予算（第1号））」については承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に「議案第55号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」を議題と

いたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

それでは説明いたします。まず議案書の4ページをお願いいたします。「議案第55号 飯塚市条例等の一部を改正する条例」の専決処分の承認につきまして、補足説明をさせていただきます。この専決処分につきましては、地方税法の一部を改正する法律、令和3年法律第7号が公布され、令和3年4月1日から施行されることに伴い、飯塚市条例等の一部を改正するものでございます。12ページから23ページまで新旧対照表を添付しております。

主な改正内容について、議案概要に沿って説明させていただきます。この改正は、地方税法等の改正に伴う固定資産税の負担調整措置の継続、及び軽自動車税環境性能割の臨時的軽減措置の延長に対応するため、関係規定を整備するものです。

まず、固定資産税関係についてです。新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度から令和5年度までの間、現行の負担調整の仕組みを継続し、基準年度である令和3年度の価格を据え置くことが適当でないときは、令和4年度または令和5年度において価格の下落修正を行うものです。また、令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別措置を講ずるものです。

次に、軽自動車税についてです。従来 of 自動車取得税に限り、令和元年10月1日から導入されました軽自動車税環境性能割に関して、税率を1%軽減する臨時的軽減について、その適用期間を9か月延長して、令和3年12月までに取得したものを対象とするものです。そのほか、従来 of 軽自動車税である軽自動車税種別割に関して、排出ガス性能及び燃費性能にすぐれた自動車に対して、それらの性能に応じて軽自動車税を軽減、軽課することとともに、新車登録から13年を経過した自動車に対して、軽自動車税を重く、重課するグリーン化特例の適用期間を2年延長しまして、令和4年3月までとするものです。

また、議案概要には記載しておりませんが、新旧対照表にあるものを説明いたします。議案書の21ページをお願いいたします。新旧対照表の第26条第2項、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別控除額の特例につきまして、所得割の納税義務者から前年分の所得税につき、住宅ローン特別控除の期間10年から13年への延長を適用する対象住宅の契約、入居期間を合わせて延長し、これに伴って住民税から控除する期間を延長するものです。そして地方税法改正等に伴う、対象条項ずれの対応を行っております。以上、専決処分を行ったものにつきましては、令和3年4月1日の施行となります。飯塚市条例等の一部を改正する条例の補足説明を終わらせていただきます。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第55号 専決処分の承認（飯塚市税条例等の一部を改正する条例）」については、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

次に「議案第56号 専決処分の承認（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第56号 専決処分の承認（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体

の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更)」につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書24ページをお願いいたします。本議案は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増加し、及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更について専決処分を求めるものでございます。24ページの下段から25ページに記載しておりますように、同組合同規約の別表第1、田川郡の項中、「下田川清掃施設組合」の次に、「田川地区広域環境衛生施設組合」を加えるとともに、別表第2、第5区の項中、「下田川清掃施設組合」を「下田川清掃施設組合 田川地区広域環境衛生施設組合」に改めるものでございます。なお、26ページから27ページに新旧対照表を掲載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上簡単ではございますが補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第56号 専決処分の承認（福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更）」については承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本案は承認すべきものと決定いたしました。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。